

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

住民税の通知期限は6月末までに延長

Q：私は、社員の給与計算を担当しています。

ところで、毎年5月中に届いていた住民税の特別徴収税額の通知が、今年はまだこないのですが、どうしてでしょうか。

A：追加の特別減税の関係で、今年は6月30日までに通知されることになっています。

【解説】

サラリーマンに対する住民税の徴収のしかたは、給与の支払者が市町村からの税額通知書にもとづいて、毎月の給与を支払う際にその給与から税額を徴収して納付する「特別徴収」という方法がとられています。

通常であれば、6月から翌年5月までの12カ月間で、特別徴収義務者である企業等が分割徴収します。

ところが、平成10年度分の住民税は、①本人が17,000円（当初分8,000円、追加分9,000円）、②控除対象配偶者又は扶養親族1名につき8,500円（当初分4,000円、追加分4,500円）の特別減税が実施されることになっており、最初の徴収月である6月には徴収を行わず、特別減税控除後の年税額を10年7月から11年5月の11カ月間で徴収することになっています。

特別徴収税額の通知がまだこないのは、追加特別減税の計算事務のため、通知期限が例年の5月31日から1カ月延長され、6月30日までとされているためです。

